随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	令和8年度博多港を活用した賑わい空間形成検討業務
業務概要	本業務は、博多港を核として地域を活性化させるため、人流・賑わいに関する施策の課題を整理し、博多港における賑わい空間の形成について具体的に検討するものである。
契約担当官の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長　玉石　宗生 福岡市中央区大手門2-5-33
契約年月日	令和8年11月20日
契約業者名	一般社団法人ウォーターフロント協会
契約業者の住所	東京都千代田区一番町１０番地１０号
契約金額	9,999,000円（税込み）
予定価格	10,241,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	本業務は、港湾における賑わい空間形成に関する資料の収集整理及び博多港の賑わいに関する現状把握と情報収集の結果を踏まえて、賑わい空間形成の対象エリアの抽出、施策及び再開発スキームの検討を行うものであり、様々な知見と多角的な評価検討ができる高度な技術力と豊富な経験が不可欠である。 以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般社団法人 ウォーターフロント協会が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。
業務場所	ー
業務区分	建設コンサルタント等
履行期間（自）	令和8年11月20日
履行期間（至）	令和9年3月19日
備考	